

京都市伝統産業未来構築事業 新商品開発等支援プロジェクト 企画運営業務 仕様書

1 業務名

京都市伝統産業未来構築事業 新商品開発等支援プロジェクト企画運営業務

2 事業期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 事業目的

京都の伝統産業は、生活様式の変化による需要の低迷などにより、出荷額や従事者数が年々減少している状況に加えて、コロナ禍や物価高騰が追い打ちをかけ、かつてないほどの厳しい影響を受けている。

そこで本市では、世界に誇る京都の伝統産業を未来に継承・発展させていくことを目的に、令和4年度から「伝統産業未来構築事業」を実施している。

本事業は、伝統産業に携わる方が他分野との連携により、現代のライフスタイルに合わせたものづくりや、販路の開拓・拡大、担い手の育成等を行う先進的な取組に対し、プレゼンテーション審査を行ったうえで、選定した事業者に補助金を交付するとともに、年間を通じて伴走支援していくことで、取組の自走化、ひいては伝統産業業界の活性化を目指すものである。

令和7年度からは、前記の補助事業に加えて、「京都市伝統産業未来構築事業 新商品開発等支援プロジェクト」を実施し、本市が選定する、商品開発等に知見のある事業者の企画の下、本市が指定する74品目の伝統産業の中から選ばれた品目に従事する伝統産業事業者（以下「伝統産業事業者」という。）が行う新商品開発及び販路開拓・拡大を支援している。

当該事業により、創出する好事例・先行事例を業界全体に波及させることで、伝統産業の活性化を図る。

4 業務内容

以下の業務について、本市と協議のうえ、実施すること。

(1) 伝統産業製品の開発・制作

ア 受託者は、本市と協議のうえ決定した想定顧客層（ターゲット）へ向け、本市の伝統産業の魅力的な新商品開発及びその販売に関する企画を立案し、受託者が選定した伝統産業事業者と共同で新商品を制作すること。制作に当たっては、受託者及び選定した伝統産業事業者以外の第三者の協力を得ても差し支えないが、本業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ書面にて本市の承認を得ること。

イ 新商品を共同開発する市内の伝統産業事業者は2社以上、開発する商品数は各事業者につき、2商品以上とすること。また、伝統産業事業者の選定に当たっては、本市の協力のもと、広く公募すること。

ウ 新商品開発の企画に当たっては、受託者から伝統産業事業者への単なる商品制作発注にならないよう、伝統産業事業者からのアイデアも活かす、積極的に協議を行う等、伝統産業事業者も主体となって関わるよう努めること。

エ 本事業の委託料は、販売する商品やサービスの制作に係る材料費、工賃、買取費用等に充ててはならない。（試作品など企画・開発に係る部分を除く。）

(2) 開発した新商品の販売及びPR

ア 開発した新商品については、ターゲットに合った適切な方法でPRを行い、かつ、販売すること。

具体的な販売場所、販売時期、販売個数、価格等は、受託者、伝統産業事業者、本市の3者で協議のうえで決定すること。また、PRに当たっては、単なる商品PRだけではなく、京都の伝統産業及び伝統産業事業者の技術・歴史などの魅力も伝わるPRになるよう努めること。

イ 販売に当たり、受託者、伝統産業事業者、その他の関係者等が、販売に関する契約を別途締結する場合、受託者、伝統産業事業者、その他の関係者等のいずれも販売による利益を享受できる内容とすること。また、本委託業務終了後も事業者間で商品制作・販売が継続し、将来的に本取組が自走化・持続可能なものとなるような取組を1つ以上行うこと。

ウ 上記イの契約に当たり、伝統産業事業者から受託者及びその他の関係者等に対し、主に特許権、商標権、著作権などの知的財産権の利用に対する対価（ロイヤリティ）が発生する場合は、例えば、「特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書」を参考にするなど、世間一般のロイヤリティ料率や金額と大きく乖離したものにならないようにすること。

エ 開発した新商品の販売実績目標（KPI）は、委託契約締結から3年間で、最低限、本市から受託者への委託料の額を超えるよう努めることとし、プロポーザル時に提出したKPI達成のための具体的なロードマップに基づき、誠実に事業実施すること。

(3) その他

ア 伝統産業事業者、関係者等との連絡調整は、原則、受託者が行うこと。

イ 実績等に基づき、本事業の効果測定を行うこと。

5 業務体制

本業務の遂行に当たっては、委託業務を総括する責任者を置き、本市、関係者との円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。また、何らかの事由により責任者が従事できない場合に備え、責任者を代理する担当者を置くこと。

6 業務報告

委託業務完了後、速やかに報告書を作成し、上記2の業務期間内に書面2部及び電子データで本市に提出すること。報告書については、以下の内容を含むこと。

- ・ 実施事業の概要（写真を含む）
- ・ 実施結果、効果測定
- ・ 開発した伝統産業製品等の商品の詳細（仕様、制作事業者、制作個数、写真等）
- ・ 委託契約期間終了後の2年間のロードマップ

7 留意点

(1) 協議事項

本仕様書に記載のない事項又は本業務の遂行に当たり仕様書に疑義が生じた場合には、受託者は、本市と協議を行い、双方が誠実に対応すること。協議が整わないときは、本市の指示するところによる。

また、本業務の開始から終了までの間、事業の実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。

(2) 再委託の禁止

受託者は、本業務の全部又は主たる業務の一部を第三者に委任してはならない。なお、本業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ書面にて本市の承認を得ること。

(3) 個人情報等の保護

委託業務の運営を通じて取得した個人情報については、京都市個人情報保護条例等に基づき、別紙（個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書）のとおりとする。委託期間終了後も同様とする。

(4) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理する。

(5) 著作権

成果物の作成過程で発生した当該業務に固有のアイデア、デザイン等の著作権は全て本市に帰属するものとする。帰属先に疑義がある場合は、個別に本市と協議を行うこと。

(6) 会議又は打合せ場所の確保

本業務の遂行に当たり、本市との会議又は打合せを行う必要があるときは、京都市役所内で行う場合を除き、受託者が場所を確保すること。

(7) 本事業に係る監査等への協力

受託者は、本事業に係る会計検査や業務監査が行われる場合や、開発した新商品の直近の売上額、販売個数等について本市が情報を必要とする場合は、契約期間の終了後であっても協力すること。

以 上